

インターンシップ促進学生支援事業助成金Q&A

平成29年5月10日

1 助成金の対象者について

Q1 東京都内の大学3年生で、東京都に住んでいます。将来の職業を考えるため、白河市にある工場でインターンシップを実施する予定ですが、助成金の対象となりますか。ほかに必要な要件はありますか。

A1 はい、対象となります。要件は、

- ・福島県外の大学等に在籍
- ・福島県外に居住
- ・福島県県南地方の事業所又は工場でのインターンシップ

となっています。上記にあわせて、在籍している大学等からの推薦が必要となりますので、様式第2号「福島県県南地方企業へのインターンシップ推薦書」を忘れずに在籍している大学等へ作成を依頼してください。

Q2 インターンシップ先が町役場なのですが、対象となりますか。

A2 インターンシップ先は、福島県県南地方の事業所又は工場を対象としていますので、町役場などの地方公共団体は対象となりません。

2 助成金について

Q3 東京都に住んでおり、4泊5日でインターンシップを実施する予定です。助成成額はいくらになるのでしょうか。インターンシップ先は中小企業で、インターンシップ中の宿泊費は40,000円かかります。

A3 東京都にお住まいですので、

- ・交通費助成分=7,000円
- ・宿泊費助成分=40,000円×1/2=20,000円（千円未満切り捨て）
- ・助成額=7,000円+20,000円=27,000円

となります。なお、申請は先着順で受付し、予算に達した場合は、受付期間中であっても終了する場合があります。

Q4 中小企業の基準は、どのような基準ですか。

A4 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者となります。具体的な基準は、以下のとおりです。

- 製造業、建設業、運輸業その他の業種
資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
- 卸売業
資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- サービス業
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- 小売業
資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

Q5 インターンシップ中に宿泊するホテルと、インターンシップ先との交通費は助成対象経費となるのでしょうか。インターンシップ中の食事代は対象となりますか。

A5 いずれも対象とはなりません。

3 申請手続きについて

Q6 インターンシップが終わっても申請は可能ですか。

A6 申請できません。インターンシップを実施する日から起算して10日前までに申請してください。10日前までに提出できない場合でも要件を満たしていると認められた場合は、助成の対象となる場合がありますので、受付窓口までご相談ください。

Q7 県外に居住していることが証明できる書類はどのようなものが必要ですか。

A7 書類は次のいずれかのものが必要になります。

- 住民票の写し

居住地の住所と住民票の住所が同じ場合に証明する書類として使用できます。

- 居住証明書（様式第3号）

居住地の住所と住民票の住所が異なる場合、住居の所有者又は貸主からの証明を受けることで、使用できます。

- 公共料金の請求書等

水道料金、電気料金の請求書等の写しを、証明する書類として使用できます。

申請者と契約名義が同じもので、申請日より2か月以内のものを添付してください。

Q8 インターンシップ行程表はどのようなものが必要になりますか。

A8 インターンシップにかかるスケジュールがわかるものを提出してください。

Q9 宿泊費助成分を申請する場合の、宿泊費の金額が確認できる書類とは、どのようなものになりますか。

A9 宿泊を予約した時の見積書等を提出してください。インターネットで申し込んだ場合は、金額がわかる予約画面を印刷したものでかまいません。ただし、食事代は助成対象となりませんので、宿泊代として金額がわかるものを提出してください。

Q10 インターンシップ先の企業概要及び、インターンシップを実施する事業所又は工場の所在地が確認できる書類とは、どのようなものが必要になりますか。

A10 インターンシップ先が確認できるパンフレットやホームページの画面を印刷したものなどを提出してください。中小企業かどうか確認のため使用しますので、業種、資本金や従業員の数等がわかるものを提出してください。